

公 示 用

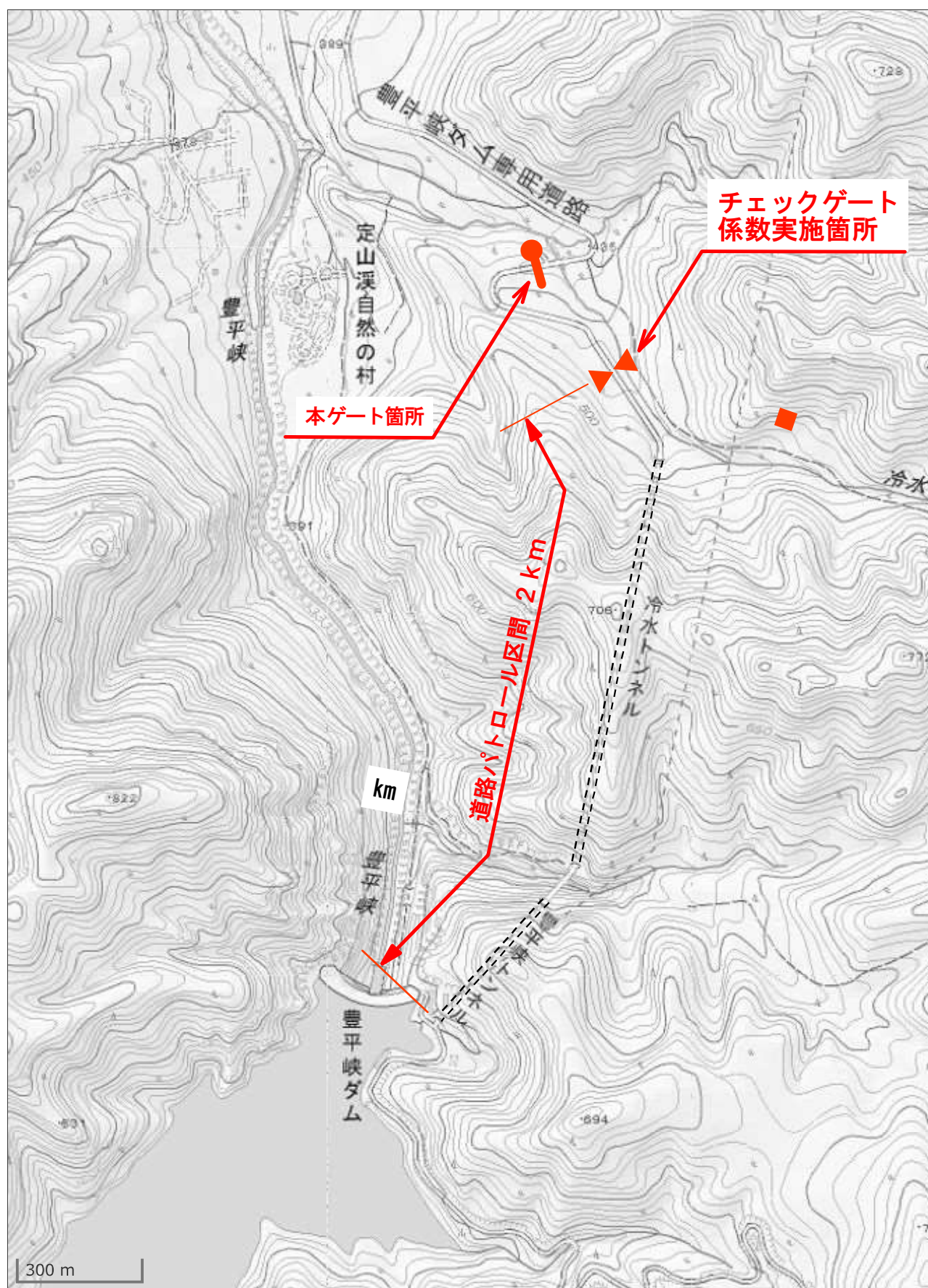
令 和 5 年 度

設 計 書

役 務 名 : 豊 平 峡 ダ ム 路 線 管 理 業 務

発 注 課 : 札 幌 市 南 区 土 木 部 維 持 管 理 課

位置図



役 務 名 : 豊 平 峡 ダ ム 路 線 管 理 業 務

委 託 業 務 費

円 也

一 金 内 訳

業 務 価 格

円 也

消 費 税 等 相 当 額

円 也

業 務 説 明

1 業務の概要

- ・ 豊平峡ダム路線に係る通行許可車両に対する計数作業を実施する。
- ・ 同上路線に係るゲート開閉作業、通行規制区間への一般車等に係る進入規制作業を実施する。
- ・ 道路パトロールによる同上路線に係る点検・巡回業務を実施する。

2 履行期間

1) 履行機関（事前準備～本ゲートの開閉期間～書類整理）

令和5年4月24日から同年11月9日までの履行期間（200日間）とする。

2) チェックゲートからダムサイトまで通行可能な期間（のべ日数）

令和5年4月29日～令和5年11月3日まで の189日間とする。

3) 通行可能な時間帯

毎日午前8時00分～午後6時00分とする。（一日あたり10時間）

3 業務仕様書

別紙のとおり

豊平峡ダム路線管理業務仕様書

1 対象業務及び業務区域

(1) 対象業務

通行車両計数作業（ゲート開閉含む）・豊平峡ダム路線に係る道路パトロール業務

(2) 業務区域

札幌市南区定山溪 豊平峡ダム路線ゲート周辺（詳細は、別添位置図参照）

2 履行期間等

(1) 本業務の履行期間（事前準備及び書類整理を含む）

令和5年4月24日から令和5年11月9日まで（200日間）

(2) 通行許可車両の計数業務・道路パトロール業務

令和5年4月29日～令和5年11月3日まで（189日間）

(3) 通行可能な時間帯

毎日午前8時00分～午後6時00分（一日あたり10時間）

3 業務従事者

業務従事者は原則として1名とするが、状況に応じて適宜増員すること。

4 業務の内容

(1) 通行許可車両の計数

①南区土木部維持管理課で発行した車両通行許可証を提示した車両を計数する。

②本業務に伴うダム路線本ゲートの開閉（開門～午前8時、閉門～午後6時）を毎日行い、通行許可車両に伴うチェックゲートの開閉を適宜行うこと。

③ダム路線のチェックゲートからダムサイトまでは、一般車両（ダム、営林署、北電、水道、札幌市、札幌リゾート開発公社の業務用車両は除く）は通行禁止路線になっているため、上記①の車両通行許可証を持つ者以外の進入を禁止する。

④緊急車両及び、緊急用務等により本市から連絡を受けた車両については、通行を許可し、車両の計数作業を行うこと。

⑤門扉の開閉等具体的な方法は、担当職員の指示に従うこと。

(2)パトロール

- ①豊平峡ダム路線に関連するパトロールを毎日1回行うこと。
- ②1日分における時間外労働を考慮し、 $189\text{日} \cdot \text{人} \times (10/8)\text{hr} \div 237\text{日} \cdot \text{人}$ で計上する。
- ③下記に示す事故及び異常を発見した際は、直ちに担当職員に連絡のうえ指示に従うこと。

<事故及び異常>

- ・ 委託区域内の道路において通行不能の事態が発生した場合。
- ・ 委託区域内の道路の付帯設備等に損傷が生じた場合。
- ・ その他、道路通行に何らかの支障があると判断される場合。

5.業務着手及び業務計画書

- (1)受託者は業務に着手したときに直ちに書面により届け出なければならない。
- (2)業務履行に関わる配置人員、緊急連絡体制、パトロール行程を記載した業務計画書(1部)を業務着手後、令和5年4月28日までに提出すること。
- (3)履行期間中に業務計画書の変更が生じた場合は、速やかに変更計画書を提出すること。

6.業務報告書

- (1)別紙様式1～3について、月毎の業務成果を報告すること。提出については、翌月の5日以内(土、日、祝日の場合はその前日)までとし、閉庁日の場合は、担当職員と相談すること。
- (2)緊急車両及び、緊急用務等により担当職員から連絡を受けた車両の入場等は別紙様式3の特記事項欄に記載し報告すること。

7 報告

- (1)受託者は、業務遂行中に発生した事故等について、速やかに担当職員へその概要を報告すること。
- (2)受託者は、業務に関連し道路利用者から要望等を受けた場合は、速やかに担当職員にその内容を報告すること。
- (3)受託者は、業務の実施にあたって備品及び設備品を破損し、または破損箇所を発見したときは、速やかに担当職員へ概要を報告すること。

8 関係法令の遵守

受託者は、関係する法令を順守すること。また、業務上知り得た秘密となるような事柄をほかに漏らさないこと。

9 服装等

- (1)業務遂行にあたっては、公共施設に関わる業務であることを自覚し、迅速かつ公平を期するとともに、誠意ある対応を心掛けること。
- (2)業務従事者は、常に清潔な服装とし、身分のわかる名札を着用すること。

10 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたり業務員の事故防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

11 環境負荷低減に関する事項

受託者は本業務の遂行において、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に務めること。特に以下の項目に留意すること。

- (1)電気等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2)ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3)本業務の履行において使用する製品及び材料等は環境に配慮したものを使用すること。

12 その他

- (1)豊平峡ダムを訪れる市民や観光客が快適かつ安全に利用できるよう、ダム関連施設や電気バスの運行会社と調整を図りながら業務にあたること。
- (2)この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方で協議しその処理を図ることとする。

維持管理課長	管理係長	係

様式 1

豊平峡ダム管理業務報告書

(●● 月 分)
令和 ●●年 ●●月 ●●日

札幌市長 秋元 克広 様

住所、社名、代表、及び社印

豊平峡ダム路線管理業務の成果について下記の通り報告します。

記

管 理 期 間	令和●●年●●月●●日～令和●●年●●月●●日
延べ従業員	計●●人(ゲート開閉●●人、時間外2時間＝●●人)
管 理 状 況	
利 用 状 況	
特 記 事 項	

豊平峡ダム入場車両集計表

(令和 ●●年 ●●月分)

入 場 車 両	午 前	台
	午 後	台
	計	台
入 場 車 両 の 関 係 先 区 分	札 幌 市	台
	開 発 局	台
	森林管理局	台
	札幌リゾート開発公社	台
	北 電	台
	そ の 他	台
	計	台

令和●●年度 豊平峡ダム路線管理業務報告書（内訳書）

日 付		●/●●	●/●●	●/●●	●/●●	●/●●	●/●●	集 計
天 候		○○	○○	○○	○○	○○	○○	
開 門		○:○○	○:○○	○:○○	○:○○	○:○○	○:○○	
閉 門		○○:○○	○○:○○	○○:○○	○○:○○	○○:○○	○○:○○	
入 場 車 両	午 前 (台)							
	午 後 (台)							
	計	台	台	台	台	台	台	台
車 両 の 関 係 先 区 分	札 幌 市							
	開 発 局							
	森林管理局							
	リゾート開発公社							
	北 電							
	そ の 他							
	計	台	台	台	台	台	台	台
特 記 事 項		○○ ○○:○○ ～ ○○:○○						